

令和4年2月

飯田市議会第1回定例会

新旧対照表

- | | |
|--------|--|
| 議案第5号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第6号 | 資金積立基金条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第7号 | 飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第8号 | 飯田市市民協働サロン条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第9号 | 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第10号 | 飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第11号 | 飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第13号 | 飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第14号 | 飯田市立図書館条例の一部を改正する条例（案） |

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（最終 令和元年9月30日飯田市条例第32号）

改正後（案）	現行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後（案）	現行
<p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</u></p> <p><u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u></p> <p><u>第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	<p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</u></p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員</u></p>

改正後（案）	現行
(実施規定) 第25条（略）	(実施規定) 第23条（略）

資金積立基金条例新旧対照表（最終 令和3年12月24日飯田市条例第29号）

改正後（案）	現行
別表（第2条関係） 【別記 参照】	別表（第2条関係） 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

名称		目的	使途
(略)			
9	駐車場事業基金	駐車場事業の健全な運営及び施設の整備充実を図る。	市債の償還及び駐車場施設の整備に要する費用の財源に充てる。
<u>10</u>	飯田市保健休養施設整備基金	飯田市保健休養施設の整備を図る。	飯田市保健休養施設の整備に要する費用の財源に充てる。
<u>11</u>	特別養護老人ホーム運営基金	特別養護老人ホームの健全な運営を図る。	特別養護老人ホームの運営に要する費用の財源に充てる。
<u>12</u>	ケーブルテレビ放送事業基金	ケーブルテレビ放送施設の整備充実を図る。	ケーブルテレビ放送施設の整備及び改修に要する費用の財源に充てる。
<u>13</u>	地域雇用創出推進基金	地域における雇用創出の推進を図る。	地域における雇用の確保及び新たな雇用創出の推進に要する費用の財源に充てる。
<u>14</u>	過疎地域自立促進基金	過疎地域の自立促進を図る。	過疎地域における自立促進のための総合的な対策に要する費用の財源に充てる。
<u>15</u>	森林経営管理基金	林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。	森林の経営管理の推進に要する費用の財源に充てる。

<u>16</u>	中山間地域振興基金	中山間地域への移住及び定住の推進を図る。	移住及び定住の推進に係る住宅施策に要する費用の財源に充てる。
<u>17</u>	教育支援基金	教育に関する経済的支援の充実を図る。	教育に関する経済的支援に要する費用の財源に充てる。

現行

名称	目的	用途
(略)		
9	駐車場事業基金	駐車場の健全な運営及び施設の整備充実を図る。
10	庁舎建設基金	飯田市役所庁舎の整備を図る。
11	飯田市保健休養施設整備基金	飯田市保健休養施設の整備を図る。
12	特別養護老人ホーム運営基金	特別養護老人ホームの健全な運営を図る。
13	ケーブルテレビ放送事業基金	ケーブルテレビ放送施設の整備充実を図る。
14	地域雇用創出推進基金	地域における雇用創出の推進を図る。
15	過疎地域自立促進基金	過疎地域の自立促進を図る。
16	森林経営管理基金	林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。
17	中山間地域振興基金	中山間地域への移住及び定住の推進を図る。

<u>18</u>	教育支援基金	教育に関する経済的支援の充実を図る。	教育に関する経済的支援に要する費用の財源に充てる。
-----------	--------	--------------------	---------------------------

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例新旧対照表

第1条関係 飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例（最終 令和3年12月24日飯田市条例第32号）

改正後（案）	現行
別表（第6条関係） 【別記1 参照】	別表（第6条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後（案）

名称	位置
(略)	
上村中郷第2地域振興住宅	飯田市上村410番地4
南信濃樋口第1地域振興住宅	飯田市南信濃和田762番地
南信濃樋口第2地域振興住宅	飯田市南信濃和田762番地

現行

名称	位置
(略)	
上村中郷第2地域振興住宅	飯田市上村410番地4

第2条関係 飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例新旧対照表（最終 令和3年12月24日飯田市条例第32号）

改正後（案）	現行
別表（第6条関係） 【別記2 参照】	別表（第6条関係） 【別記2 参照】

【別記2】

改正後（案）

名称	位置
下久堅下虎岩第2地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地8
(略)	
上久堅馬場垣外第2地域振興住宅	飯田市上久堅3444番地3
(略)	
三穂伊豆木第1地域振興住宅	飯田市伊豆木4068番地14
(略)	

現行

名称	位置
<u>下久堅下虎岩第1地域振興住宅</u>	<u>飯田市下久堅下虎岩3031番地14</u>
下久堅下虎岩第2地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地8
(略)	
上久堅馬場垣外第2地域振興住宅	飯田市上久堅3444番地3
<u>上久堅馬場垣外第3地域振興住宅</u>	<u>飯田市上久堅3642番地20</u>
(略)	
三穂伊豆木第1地域振興住宅	飯田市伊豆木4068番地14
<u>三穂伊豆木第2地域振興住宅</u>	<u>飯田市伊豆木5308番地1</u>
<u>三穂伊豆木第3地域振興住宅</u>	<u>飯田市伊豆木4817番地2</u>
(略)	

第3条関係 飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例新旧対照表（最終 令和3年12月24日飯田市条例第32号）

改正後（案）	現行
別表（第6条関係） 【別記3 参照】	別表（第6条関係） 【別記3 参照】

【別記3】

改正後（案）

名称	位置
(略)	
千代毛呂窪第3地域振興住宅	飯田市千栄2052番地10
千代毛呂窪第4地域振興住宅	飯田市千栄4366番地1
(略)	

現行

名称	位置
(略)	
千代毛呂窪第3地域振興住宅	飯田市千栄2052番地10
(略)	

飯田市市民協働サロン条例新旧対照表（最終 令和元年7月1日飯田市条例第9号）

改正後（案）	現行
<p>（設置）</p> <p>第2条 飯田市民に公共的な活動を行う場を提供することにより、多様な主体による交流及び連携を促進し、もって地域の活性化と住民の福祉の向上に資するため、飯田市市民協働サロン（以下「市民協働サロン」という。）を飯田市大久保町2534番地に設置する。</p> <p>（利用許可）</p> <p>第5条 <u>市民協働サロンの床面の一部又は全部を集会、上演、公演、展示等を行うことを目的として独占的に利用する者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表（第7条関係）</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 飯田市民に公共的な活動を行う場を提供することにより、多様な主体による交流及び連携を促進し、もって地域の活性化と住民の福祉の向上に資するため、飯田市市民協働サロン（以下「市民協働サロン」という。）を飯田市大久保町2534番地に設置する。</p> <p><u>2 市民協働サロンを構成する施設は、市民協働会議室及び市民サロンとする。</u></p> <p>（利用許可）</p> <p>第5条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 市民協働会議室を利用する者</u></p> <p><u>(2) 市民サロンの床面の一部又は全部を、集会、上演、公演、展示等を行うことを目的として独占的に利用する者</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p><u>1 市民協働会議室</u></p> <p>【別記 参照】</p> <p><u>(備考) 利用する時間が、各区分に掲げる時間に満たない場合であっても、これを各区分に掲げる時間とみなす。</u></p>

改正後（案）	現行
<p><u>1 市民協働サロンの使用料</u></p> <p>利用する床面積1平方メートル当たり1時間5円。ただし、利用する床面積が1平方メートルに満たない場合にあつてはこれを1平方メートルとし、1平方メートルに満たない端数が生じた場合はこれを1平方メートルとする。</p> <p><u>2 電気</u></p> <p>表（略）</p> <p>（備考） 利用する時間が、各区分に掲げる時間に満たない場合であつても、これを各区分に掲げる時間とみなす。</p>	<p><u>2 市民サロンの使用料</u></p> <p>利用する床面積1平方メートル当たり1時間5円。ただし、利用する床面積が1平方メートルに満たない場合にあつてはこれを1平方メートルとし、1平方メートルに満たない端数が生じた場合はこれを1平方メートルとする。</p> <p><u>3 電気</u></p> <p>表（略）</p> <p>（備考） 利用する時間が、各区分に掲げる時間に満たない場合であつても、これを各区分に掲げる時間とみなす。</p> <p><u>4 冷房又は暖房の使用料</u></p> <p><u>市民協働会議室の使用料の額に100分の30を乗じて得た額</u></p>

【別記】

現行

区分	使用料の額			
	午前	午後	夜間	全日
	<u>8時30分から12時30分ま</u> <u>で</u>	<u>12時30分から18時まで</u>	<u>18時から22時まで</u>	<u>8時30分から22時まで</u>
市民協働会議室	620円	600円	1,110円	2,310円

飯田市国民健康保険税条例新旧対照表（最終 令和2年12月25日飯田市条例第36号）

改正後（案）	現行
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額の合算額</u>とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の所得割額</u>）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の被保険者均等割額</u>）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の世帯別平等割額</u>）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した<u>所得割額並びに被保険者均等割額の合算額</u>とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る<u>所得割額</u>）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る<u>被保険者均等割額</u>）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る<u>世帯別平等割額</u>）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以</p>

改正後（案）	現行
<p>後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び<u>第23条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び<u>第23条第1項</u>において同じ。）以外の世帯 21,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.05を乗じて算定する。</p> <p>(納税義務の発生、消滅に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対し</p>	<p>後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び<u>第23条</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び<u>第23条</u>において同じ。）以外の世帯 21,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る</u>基礎控除後の総所得金額等に100分の3.05を乗じて算定する。</p> <p>(納税義務の発生、消滅に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対し</p>

改正後（案）	現行
<p>て課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以</p>	<p>て課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給</p>

改正後（案）	現行
<p>下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,550円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,250円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割</u></p>	<p>与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,550円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,250円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げ</p>

改正後（案）	現行
<p>額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,250円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 7,875円</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,300円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p><u>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）</u></p>	<p>る世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,250円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 7,875円</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,300円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ウ～オ (略)</p>

改正後（案）	現行
<p><u>がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア <u>前項第1号アに規定する金額を減額した世帯</u> 2,475円</p> <p>イ <u>前項第2号アに規定する金額を減額した世帯</u> 4,125円</p> <p>ウ <u>前項第3号アに規定する金額を減額した世帯</u> 6,600円</p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 8,250円</p> <p><u>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア <u>前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 1,590円</p> <p>イ <u>前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 2,650円</p> <p>ウ <u>前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 4,240円</p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 5,300円</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世</p>	<p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世</p>

改正後（案）	現行
<p>帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「<u>総所得金額及び</u>」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）<u>及び</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同</p>	<p>帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「<u>総所得金額</u>」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中</p>

改正後（案）	現行
<p>条中「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場</p>	<p>「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場</p>

改正後（案）	現行
<p>合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所</p>	<p>合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額</p>

改正後（案）	現行
<p>得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>

改正後（案）	現行
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得</p>

改正後（案）	現行
<p>「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>	<p>金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>

改正後（案）	現行
<p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第23条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租</p>	<p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第23条</u>において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第23条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租</p>

改正後（案）	現行
<p>税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約</p>	<p>税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実</p>

改正後（案）	現行
<p>等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

飯田市営住宅等条例新旧対照表（最終 令和2年3月27日飯田市条例第9号）

改正後（案）	現行
別表第1（第2条、第3条関係） 1 1号市営住宅 【別記 参照】 2～5 （略）	別表第1（第2条、第3条関係） 1 1号市営住宅 【別記 参照】 2～5 （略）

【別記】

改正後（案）

名称	位置
<u>西の原市営住宅</u>	<u>飯田市大休</u>
大堤市営住宅	飯田市座光寺
（略）	

現行

名称	位置
大堤市営住宅	飯田市座光寺
（略）	

飯田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表（最終 令和2年3月31日飯田市条例第13号）

改正後（案）	現行
<p>第3条（略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

飯田市美術博物館条例新旧対照表（最終 令和3年3月25日飯田市条例第9号）

改正後（案）	現行
<p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 美術博物館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第6条、第6条の2関係）</p> <p>1 観覧料</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>（備考）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <p>使用料（1日当たり）</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>（備考）</p> <p>1～3 （略）</p>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 美術博物館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第6条、第6条の2関係）</p> <p>1 観覧料</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>（備考）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <p>使用料（1日当たり）</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>（備考）</p> <p>1～3 （略）</p>

【別記1】

改正後（案）

名称	位置
飯田市美術博物館	飯田市追手町2丁目655番地7
飯田市考古博物館	飯田市上郷別府2428番地1

現行

名称	位置
飯田市美術博物館	飯田市追手町2丁目655番地7
飯田市上郷考古博物館	飯田市上郷別府2428番地1

【別記2】

改正後（案）

区分	飯田市美術博物館	飯田市考古博物館及び秀水美人画美術館（共通）
	（略）	
（略）		

現行

区分	飯田市美術博物館	飯田市上郷考古博物館及び秀水美人画美術館（共通）
	（略）	
（略）		

【別記3】

改正後（案）

区分	飯田市美術博物館				飯田市考古博物館	
	展示室A	展示室B	講堂	市民ギャラリー	多目的室	
入場料等を徴収しない場合	4,200円	2,250円	2,050円	2,500円	400円	
入場料等を徴収する場合	8,450円	4,600円	4,200円	—	750円	
(略)						

現行

区分	飯田市美術博物館				飯田市上郷考古博物館	
	展示室A	展示室B	講堂	市民ギャラリー	特別展示室	会議室
入場料等を徴収しない場合	4,200円	2,250円	2,050円	2,500円	750円	400円
入場料等を徴収する場合	8,450円	4,600円	4,200円	—	1,500円	750円
(略)						

飯田市立図書館条例新旧対照表（最終 令和3年6月30日飯田市条例第22号）

改正後（案）	現行
<p>（設置）</p> <p>第2条 図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 中央図書館</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>（図書館の開館時間及び休館日）</u></p> <p>第3条 <u>図書館（分館を除く。次項において同じ。）の開館時間は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。</u></p> <p><u>(1) 飯田市立中央図書館 午前9時30分から午後6時まで。ただし、木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合を除く。）については午前9時30分から午後8時までとする。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 中央図書館</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>（中央図書館及び地域図書館の開館時間及び休館日）</u></p> <p>第3条 <u>中央図書館及び地域図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 開館時間 次のア及びイに掲げる図書館の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに規定するとおりとする。ただし、飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。</u></p> <p><u>ア 中央図書館 午前9時30分から午後6時まで。ただし、木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合を除く。）</u></p>

改正後（案）	現行
<p>(2) <u>飯田市立中央図書館飯田駅前分室</u> <u>午前8時30分から午後10時まで</u></p> <p>(3) <u>地域図書館</u> <u>午前10時から午後6時まで</u></p> <p>2 <u>図書館の休館日は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>飯田市立中央図書館</u> <u>月曜日及び毎月第4金曜日並びに12月28日から翌年の1月4日まで</u></p> <p>(2) <u>飯田市立中央図書館飯田駅前分室</u> <u>12月29日から翌年の1月3日まで</u></p> <p>(3) <u>地域図書館</u> <u>休日、月曜日及び毎月第4金曜日並びに12月28日から翌年の1月4日まで</u></p>	<p><u>については午前9時30分から午後8時まで</u></p> <p>イ <u>地域図書館</u> <u>午前10時から午後6時まで</u></p> <p>(2) <u>休館日</u> <u>次のアからウまでのいずれかに該当する日。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u></p> <p>ア <u>月曜日又は毎月第4金曜日</u></p> <p>イ <u>休日（地域図書館に限る。）</u></p> <p>ウ <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u></p>

【別記】

改正後（案）

名称	位置
飯田市立中央図書館	飯田市追手町2丁目677番地3
飯田市立中央図書館飯田駅前分室	飯田市東和町2丁目35番地

現行

名称	位置
飯田市立中央図書館	飯田市追手町2丁目677番地3